

告 示

埼玉県告示第三百四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 起業者の名称

三郷市

二 事業の種類

市道千九百十八号線（埼玉県三郷市幸房字掛井堀向地内から同市茂田井字大広戸添地内まで）、市道千九百三号線（同市茂田井字大広戸添地内から同市茂田井字用水向地内まで）、市道千九百十九号線（同市幸房字中三尺道外地内から同市茂田井字南耕地地内まで）及び市道千九百三十七号線（同市茂田井字大広戸添地内から同市茂田井字南耕地地内まで）改築工事並びに市道七千二十号線新設工事

三 起業地

イ 収用の部分

埼玉県三郷市幸房字掛井堀向、字中三尺道外及び字上三尺道外、茂田井字用水向、字南耕地及び字大広戸添、笹塚字屋敷廻及び字申切、南蓮沼字道結、字外崎及び字下沼並びに大広戸字目子沼通及び字深田通地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次に掲げるとおり法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

イ 法第二十条第一号要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県三郷市幸房字掛井堀向地内から同市茂田井字大広戸添地内までの延長七百五メートルを現道拡幅区間（以下「現道」という。）とし、同市茂田井字大広戸添地内から同市大広戸字深田通地内までの延長七百八十メートルを新設区間とする、全体延長千四百八十五メートルの区間における市道千九百十八号線、市道千九百三号線、市道千九百十九号線及び市道千九百三十七号線改築工事並びに市道七千二十号線新設工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第四号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関

する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

ロ 法第二十条第二号要件への適合性

市道千九百十八号線、市道千九百三十三号線、市道千九百十九号線及び市道千九百三十七号線並びに市道七千二十号線（以下「本路線」という。）は、道路法第八条の規定により三郷市長が市道として認定した路線であり、同法第十六条第一項の規定により三郷市が道路管理者となっている。

起業者である三郷市は、必要な用地取得費及び事業費について財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

ハ 法第二十条第三号要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

市道千九百十八号線は、埼玉県三郷市幸房字掛井堀向を起点とし、同市茂田井字用水向を終点とする延長約六百九十七メートルの道路である。また、市道千九百三十三号線は、同市笹塚字屋敷廻を起点とし、同市茂田井字用水向を終点とする延長約三百二十五メートルの道路である。

さらに、市道千九百十九号線は、同市幸房字下三尺道外を起点とし、同市茂田井字南耕地を終点とする延長約六百九十メートルの道路であり、市道千九百三十七号線は、同市茂田井字南耕地を起点とし、同市茂田井字大広戸添を終点とする延長約二百五十一メートルの道路である。

なお、市道千九百十九号線及び市道千九百三十七号線は、道路幅員が二・八メートルから三・三メートル程度の狭い道路であることから、主に自転車や歩行者が利用している道路であり、幸房用水路を挟んで市道千九百十八号線及び市道千九百三十三号線と並行し、三郷市立幸房小学校や三郷市立北中学校の通学路に指定された路線である。

現道が通過する地域は、常磐自動車道、東京外環自動車道及び首都高速六号三郷線といった高速道路や一般国道二百九十八号線へのアクセスに恵まれているが、南北方向を結ぶ幹線道路としては、主要地方道三郷松伏線及び一般県道上笹塚矢口線（以下「県道区間」という。）が通過しているのみである。このため、自動車交通は県道区間に集中し、三郷三丁目交差点、駅前大橋交差点及び幸房交差点においては、平日の混雑度がそれぞれ一・九六、二・〇六及び一・九六に達しており、交通混雑が発生している状況である。

特に、三郷三丁目交差点付近においては、平成二十四年二月に実施した起

業者の調査によると、三郷三丁目交差点を起点として駅前大橋交差点方向に、最大二百二十メートルの渋滞が確認されている。

一方、現道は、幸房用水路を挟んで二本の道路が並行しているが、自動車は、主に幸房用水路の西側を通過している市道千九百十八号線及び市道千九百三号線（以下「西側道路」という。）を通行している。西側道路は道路幅員が五・六メートルから六・六メートル程度の狭い道路であるにもかかわらず、幹線道路に値する自動車交通量であり、交通事故が多く発生している。

また、本路線南側では、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）に基づき、地区面積約千四百四十八ヘクタール、計画人口約一万二千九百人となる宅地開発として、草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業が、独立行政法人都市再生機構により、平成二十五年度の事業完了を目指して施行されている。さらに、本路線北側では、新三郷ららシティとして大規模複合開発が行われており、南北方向を結ぶ幹線道路の整備が急務となっている。

本件事業の施行により、自転車歩行者道を備えた線形良好な四車線道路が整備されることから、歩行者や自転車通行の安全性が向上した幹線道路となり、県道区間の交通混雑の緩和や現道周辺における交通事故の軽減に寄与することが認められる。さらに、草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業と同時期に供用を開始することにより、三郷市内の南北方向を結ぶ道路網の強化を図ることができるものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調査、検証したところ、大気及び振動については、環境基準を満たす結果及び評価となっている。騒音については、一部環境基準を超える値が予測されたが、排水性舗装の施工により環境基準を満たすと評価されていることから、起業者は、当該舗装の措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十三条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は確認されていない。

また、起業者の調査によると、起業地内において保護すべき動物として、環境省レッドデータブック及び埼玉県レッドデータブックで準絶滅危惧に指定されているトウキョウダルマガエルが確認されているが、起業地周辺の水田全域で生息していると考えられている。また、埼玉県レッドデータブックで準絶滅危惧に指定されているカワセミについては、起業地に生息又は繁殖をする環境が見られないため、起業地以外で生息や繁殖をする移動個体と考えられている。そのため、起業者は、動物が横断できる構造物等を設置することにより、生息地が分断されることのないよう措置を講ずることとしており、本件事業によるこれら希少な動物への影響は少ないと認められる。

さらに、起業地において保護すべき植物としては、環境省レッドデータブック及び埼玉県レッドデータブックで準絶滅危惧に指定されているイチヨウウキゴケ並びに埼玉県レッドデータブックで準絶滅危惧に指定されているミズワラビの二種が確認されているが、起業者はこれらの種を生育可能な箇所へ移植し、生育環境の保全に努めていることから、本件事業によるこれら希少な植物への影響は少ないと認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、三郷市内の南北方向を結ぶ道路網の強化を図るとともに、安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三条第一項及び第二項第四号に規定する第四種第一級の道路の基準に基づき、現道拡幅及び道路新設により道路改築を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成八年五月十日に都市計画決定され、平成二十一年六月二十六日に変更決定された都市計画と、交差点部を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的なものであると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

ニ 法第二十条第四号要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

ハ(1)のとおり、現道西側道路は、狭い道路であるにもかかわらず、幹線道路に値する自動車交通量であり、自動車、歩行者等の安全な通行に支障を来している。また、県道区間においても、南北方向を結ぶ幹線道路の不足により交通混雑が発生しており、自動車の円滑な通行に支障を来していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

ホ 結論

イからニまでに掲げるとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

三郷市役所まちづくり推進部都市計画課

正 誤

埼玉県告示第三百四十五号（平成二十五年三月二十六日第二千四百七十八号）中
訂正

ページ 行

二 前から二十九～三十

誤

一般県道上笹塚矢口線

正

一般県道上笹塚谷口線